

訴 状

2019年6月20日

東京地方裁判所 民事部 御中

5 原告ら代理人弁護士 角田由紀子
同 弁護士 打越さく良

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり
(原告ら代理人の表示 別紙代理人目録記載のとおり)

10

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 4270万1080円

ちょう用印紙額 14万9000円

15

請 求 の 趣 旨

1 被告は、原告らに対し、別紙受験内容・損害目録記載の各原告氏名欄に対応する各請求額欄記載の各金員及びこれに対する訴状送達の日
の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え

2 訴訟費用は被告の負担とする

20 との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者

1 原告ら

原告らは、別紙受験内容・損害目録「受験年度」欄及び「試験種別」
25 欄記載のとおり、順天堂大学医学部を受験した者である（なお、個々の原告を特定する場合は、受験内容・損害目録「原告番号」欄記載の

番号を用いる。)

2 被告

被告は、順天堂大学を運営する学校法人である。

5 第2 順天堂大学における医学部の入学試験

被告は、以下のとおり順天堂大学医学部の入学試験を実施した（ここでは原告らが受験した年度，受験方式について列挙する）。

1 平成23（2011）年度一般入学試験（甲1の1，甲1の2，甲1の3）

- 10 (1) 募集人員は53名であり，入学検定料は6万円であった。
- (2) 一次試験は，理科（200点），数学（100点），外国語（200点）の合計500点の学力試験の成績によって判定され合格者が決定される。
- 15 (3) 二次試験は，一次試験合格者に対して，小論文及び面接の各試験結果に，一次選考結果の総合的判定によって合格者が決定される。
- (4) 出願者数は2023名，受験者数は1878名であった。
- (5) 一次試験合格者数は550名，二次試験合格者数は109名であった。

20 2 平成24（2012）年度一般入学試験（甲1の4，甲1の5，甲1の12）

- (1) 募集人員は54名であり，入学検定料は6万円であった。
- (2) 一次試験は，理科（200点），数学（100点），外国語（200点）の合計500点の学力試験の成績によって判定され合格者が決定される。
- 25 (3) 二次試験は，一次試験合格者に対して，小論文，面接試験に，一次選考結果を加味して，総合的判定によって合格者が決定される。
- (4) 出願者数は2032名，受験者数は1858名であった。

(5) 一次試験合格者数は 5 5 4 名，二次試験合格者数は 1 1 2 名であった。

3 平成 2 4 (2 0 1 2) 年度センター・一般独自併用試験利用入学試験 (甲 1 の 4 , 甲 1 の 1 2)

5 (1) センター・一般独自併用試験利用入試は，調査書，大学入試センター試験，一時独試験 (学力試験) の評価を総合的に判断して，第一次試験の合格者 (以下，各年度において同じ。) が決定される。

(2) 募集人員は 3 5 名であり，入学検定料は 6 万円である。

10 (3) 二次試験は，一次試験合格者に対して，小論文・英作文試験，面接試験に，一次選考結果を加味して，総合的判定によって合格者が決定される。

(4) 出願者数は 1 0 5 5 名，受験者数は 9 6 5 名であった。

(5) 一次試験合格者数は 2 5 0 名，二次試験合格者数は 3 9 名であった。

15 4 平成 2 5 (2 0 1 3) 年度一般入学試験 (甲 1 の 4 , 甲 1 の 6 , 甲 1 の 1 2)

(1) 募集人員は 5 7 名であり，入学検定料は 6 万円であった。

20 (2) 一次試験は，理科 (2 0 0 点) ，数学 (1 0 0 点) ，外国語 (2 0 0 点) の合計 5 0 0 点の学力試験の成績によって判定され合格者が決定される。

(3) 二次試験は，一次試験合格者に対して，小論文，面接試験に，一次選考結果を加味して，総合的判定によって合格者が決定される。

(4) 出願者数は 2 0 4 5 名，受験者数は 1 9 6 0 名であった。

(5) 一次試験合格者数は 5 6 6 名，二次試験合格者は 1 2 5 名であった。

25 5 平成 2 6 (2 0 1 4) 年度一般入学試験 (甲 1 の 4 , 甲 1 の 7 , 甲 1 の 1 2)

(1) 募集人員は 5 7 名であり，入学検定料は 6 万円であった。

(2) 一次試験は、理科（200点）、数学（100点）、外国語（200点）の合計500点の学力試験の成績によって判定され合格者が決定される。

5 (3) 二次試験は、一次試験合格者に対して、小論文、面接試験に、一次選考結果を加味して、総合的判定によって合格者が決定される。

(4) 出願者数は2171名、受験者数は2103名であった。

(5) 一次試験合格者数は564名、二次試験合格者数は126名であった。

10 6 平成26（2014）年度センター・一般独自併用試験利用入学試験（甲1の4、甲1の12）

(1) 募集人員は35名であり、入学検定料は6万円である。

(2) 二次試験は、一次試験合格者に対して、小論文・英作文試験、面接試験に、一次選考結果を加味して、総合的判定によって合格者が決定される。

15 (3) 出願者数は1017名、受験者数は985名であった。

(4) 一次試験合格者数は254名、二次試験合格者数は44名であった。

7 平成27（2015）年度一般入学試験（甲1の4、甲1の8、甲1の12）

20 (1) 募集人員は60名であり、入学検定料は6万円であった。

(2) 一次試験は、理科（200点）、数学（100点）、外国語（200点）の合計500点の学力試験の成績によって判定され合格者が決定される。

25 (3) 二次試験は、一次試験合格者に対して、小論文、面接試験に、一次選考結果を加味して、総合的判定によって合格者が決定される。

(4) 出願者数は2166名、受験者数は2105名であった。

(5) 一次試験合格者数は568名、二次試験合格者数は130名であ

った。

8 平成27(2015)年度センター・一般独自併用試験利用入学試験
(甲1の4, 甲1の12)

(1) 募集人員は35名であり, 入学検定料は6万円である。

5 (2) 二次試験は, 一次試験合格者に対して, 小論文・英作文試験, 面接試験に, 一次選考結果を加味して, 総合的判定によって合格者が決定される。

(3) 出願者数は1034名, 受験者数は998名であった。

(4) 一次試験合格者数は256名, 二次試験合格者は50名であった。

10 9 平成27(2015)年度センター試験利用入学試験(甲1の4, 甲1の12)

(1) センター利用入試は, 「一般入学試験」の第一次試験に替えて, 大学入試センターが実施するセンター試験の得点をもとに, 第一次試験の合格者を決定する試験である。

15 (2) 募集人員は20名であり, 入学検定料は4万円である。

(3) 一次試験合格者に対し, 二次試験を行うが, その内容は一般入学試験におけるものと同様である。

(4) 出願者数は979名, 受験者数は976名であった。

(5) 一次試験合格者数は165名, 二次試験合格者数は27名であった。

20 10 平成27(2015)年度地域枠試験・東京(甲1の4, 甲1の12)

(1) 募集人員は10名であり, 入学検定料は6万円であった。

(2) 一次試験は, 調査書, 一般独自試験(学力試験), 大学入試センター試験の評価を総合的に判断して, 合格者が決定される。

25 (3) 二次試験は, 小論文試験, 面接試験①・面接試験②, 一次選考結果を総合的に判断し, 合格者が決定される。

(4) 出願者数は157名, 受験者数は154名であった。

(5) 一次試験合格者数は31名、二次試験合格者は10名であった。

1 1 平成28(2016)年度一般入学試験(甲1の4, 甲1の9, 甲1の12)

(1) 募集人員は63名であり、入学検定料は6万円である。

5 (2) 一次試験は、理科(200点)、数学(100点)、外国語(200点)の合計500点の学力試験の成績によって判定され、合格者が決定される。

(3) 二次試験は、一次試験合格者に対して、小論文、面接試験に、一次選考結果を加味して、総合的判定によって合格者が決定される。

10 (4) 出願者数は2081名、受験者数は2006名であった。

(5) 一次試験合格者数は562名、二次試験合格者数は136名であった。

1 2 平成28(2016)年度センター・一般独自併用試験利用入学試験(甲1の4, 甲1の12)

15 (1) 募集人員は35名であり、入学検定料は6万円である。

(2) 二次試験は、一次試験合格者に対して、小論文・英作文試験、面接試験に、一次選考結果を加味して、総合的判定によって合格者が決定される。

(3) 出願者数は874名、受験者数は836名であった。

20 (4) 一次試験合格者数は250名、二次試験合格者数は58名であった。

1 3 平成28(2016)年度センター試験利用入学試験(甲1の4, 甲1の12)

(1) 募集人員は20名であり、入学検定料は4万円である。

25 (2) 一次試験合格者に対し、二次試験を行うが、その内容は一般入学試験におけるものと同様である。

(3) 出願者数は901名、受験者数は896名であった。

(4) 一次試験合格者数は152名、二次試験合格者は28名であった。

14 平成29(2017)年度一般入学試験A方式(甲1の4, 甲1の10, 甲1の12, 甲1の13)

5 (1) 募集人員は67名であり、入学検定料は6万円である。

(2) 一次試験は、理科(200点)、数学(100点)、外国語(200点)の合計500点の学力試験の成績によって判定され、合格者が決定される。

10 (3) 二次試験は、一次試験合格者に対して、小論文、面接試験に、一次選考結果を加味して、総合的判定によって合格者が決定される。

(4) 出願者数は2145名(男性1265名、女性880名)、受験者数は2072名であった。

(5) 一次試験合格者数は570名、そのうち男性は362名、女性は208名であった。

15 (6) 二次試験合格者数は132名、そのうち男性は99名、女性は33名であった。

(7) 現在判明している出願者数及び合格者数から単純に計算すると、一次試験合格率(一次試験合格者数/出願者数)は男性28.6%、女性23.6%である。一次試験合格者が二次試験に合格する率(二次試験合格者数/一次試験合格者数)は男性27.3%、女性は15.8%である。出願者数から二次試験合格率(二次試験合格者数/出願者数)を見ると、男性は7.8%、女性は3.7%である。男性の合格率は女性の合格率の2倍以上である。

25 15 平成30(2018)年度一般入学試験A方式(甲1の4, 甲1の11, 甲1の12, 甲1の13)

(1) 募集人員は60名であり、入学検定料は6万円である。

(2) 一次試験は、理科(200点)、数学(100点)、外国語(20

0点)の合計500点の学力試験の成績によって判定され、合格者が決定される。

(3) 二次試験は、一次試験合格者に対して、小論文、面接試験に、一次選考結果を加味して、総合的判定によって合格者が決定される

5 (4) 出願者数は2119名(男性1290名、女性829名)、受験者数は2045名であった。

(5) 一次試験合格者数は576名、そのうち男性は415名、女性は161名であった。

10 (6) 二次試験合格者数は129名、そのうち男性は107名、女性は22名であった。

(7) 現在判明している出願者数及び合格者数から単純に計算すると、一次試験合格率(一次試験合格者数/出願者数)は男性32.1%、女性19.4%である。一次試験合格者が二次試験に合格する率(二次試験合格者数/一次試験合格者数)は男性25.7%、女性は13.6%である。出願者数から二次試験合格率(二次試験合格者数/出願者数)を見ると、男性は8.2%、女性は2.6%である。男性の合格率は女性の合格率の3倍以上である。

15

16 平成30(2018)年度センター試験利用入学試験(甲1の4、甲1の12、甲1の13)

20

(1) 募集人員は12名であり、入学検定料は4万円である。

(2) 一次試験合格者に対し、二次試験を行うが、その内容は一般入学試験におけるものと同様である。

(3) 出願者数は771名、受験者数769名であった。

25

(4) 一次試験合格者数は120名、そのうち男性は71名、女性は49名であった。

(5) 二次試験合格者数は25名、そのうち男性は14名、女性は11名であった。

第3 被告が行った不正入試

1 被告の不正入試が発覚した経緯

平成30年8月、東京医科大学の文部科学省幹部職員に関する不正入試疑惑の発覚をきっかけとして、同大学が医学部医学科の入学試験において、受験者の性別等を理由に差別を行っていたという不正入試疑惑が発覚した。

この事態を受けて、文部科学省が、医学部医学科を置く全国公立大学を対象として、「医学部医学科の入学者選抜試験における公正確保等に係る緊急調査」を実施した。その調査において、被告の実施した順天堂大学医学部入学試験（以下、「順大医学部入試」という。）における直近6年間の男女別の合格率（合格者数／受験者数）の値が、男性9.16%に対し、女性が5.50%と、男性受験者の合格率が女性受験者の合格率を大きく上回ることが判明した（甲2 4頁）。

文部科学省は、被告に対し、順大医学部入試において、受験者の性別等を理由とした格差が存在していることを指摘し、詳細な事実関係の確認、同省への報告、事実関係の自主的公表、入試の改善、不利益を被った受験者の救済等を要請した（甲3 1頁）。

この要請を受けて、平成30年10月18日、被告は、学校法人順天堂第三者委員会（以下、「第三者委員会」という。）を設置し、この第三者委員会が順大医学部入試について調査を開始し、同年12月3日にその調査内容を「緊急第一次報告書」として公表した（甲4 1～2頁）。

第三者委員会の調査によって、被告が、平成29年度及び平成30年度の順大医学部入試において、女性受験者等を差別していたこと及びその内容が明らかになった。また、入学試験における女性受験者等の差別は、平成29年度より前から行われていたことも明らか

かになった。第三者委員会の調査は現在も継続中である（甲4 1
頁，43頁）。

2 被告が実施した不正入試の内容（女性受験生等の差別）

5 被告は，平成29年度及び平成30年度の順大医学部入試について，次の9つの入試方式を用いた（甲4 6～7頁）。

- ①一般A方式，②一般B方式，③センター独自併用，④センター利用，⑤地域枠，⑥国際A方式，⑦国際B方式，⑧国際C方式，⑨国際D方式。どの試験方式も一次試験，二次試験からなる。

10

入試方式	募集人数		一次試験	二次試験
	30年度	29年度		
①一般A方式	60名	67名	学力試験 (マークシート式) (記述式)	小論文 面接
②一般B方式	10名	10名	学力試験 (マークシート式) (記述式)	小論文 英作文 面接
③センター 独自併用	24名	28名程度	センター試験 学力試験 (マークシート式) (記述式)	小論文 英作文 面接
④センター 利用	12名	15名程度	センター試験	小論文 英作文 面接
⑤地域枠	合計29名	合計12名	学力試験	センター

			(マークシート式) (記述式)	試験 小論文 面接
⑤～⑧ 国際ABC方式	5名程度	5名程度	小論文 英作文	センター 試験
⑨国際D方式			面接	日本留学 試験

被告は、このうち①から④の入試方式において、女性や浪人の受験者等について、性別や浪人年数等を理由として不利な合否判定基準を設定し、その基準に基づく合否判定を行っていた（以下、「不利益取扱い」という）。①の入試方式では一次試験及び二次試験、②～④の入試方式では二次試験において不利益取扱いを行っていた（甲4 43～45頁）。

具体的内容について以下に述べる。

(1) ①一般A方式について（甲4 15頁～21頁）

10 一次試験は学力試験（マークシート式、記述式）、二次試験は小論文試験及び面接試験である。この入試方式では、一次及び二次の両試験で不利益取扱いがなされた。

ア 一次試験の合否判定基準

15 まず、被告は、学力試験における受験者の点数から偏差値を算出した成績資料を作成した。

この学力試験の成績資料に、各受験者の性別、年齢、浪人年数、調査書評価（学習成績概要：○A, A, B, C, D, E）、内申点、他大学への通学歴の情報を加えて、学力試験の偏差値順位の順に、各受験者を並べた一覧資料を作成した。

被告は、この一覧資料を基に、学力試験の偏差値順位の序列をつくり、一定順位以下の受験者につき、次のとおり、性別、浪人年数、調査書評価を基準とした合否判定をした。

(ア) 平成30年度

5 一次合格者数を定員の最大10倍(600名)程度とし、以下の基準で合格者を検討する。順位は偏差値による順位である。

1～200位 特別な理由のない限り合格。ただし、浪人年数が多い場合に要検討とするが他大学在学期間のある者については経歴を考慮する。

10 201位～300位 男3浪C以下不合格、女2浪C以下不合格

301位～400位 男2浪C以下不合格、女1浪C以下不合格

401位～500位 男2浪B以下不合格、女1浪B以下不合格

501位～600位 男1浪C以下不合格、女1浪A以下不合格

601位以下 調査書評価が○A又はA等の人物のうち

15 から合格者を検討する

(イ) 平成29年度

一次合格者数を600名程度とし、以下の基準で合格者を検討する。

1～100位 特別な理由がない限り合格。

20 101～200位 4浪以下不合格

201～300位 男3浪C以下不合格、女2浪C以下不合格

301～400位 男2浪C以下不合格、女1浪C以下不合格

401～500位 男2浪B以下不合格、女1浪B以下不合格

501～600位 男1浪C以下不合格、女1浪A以下不合格

25 601位以下 調査書評価が○A又はA等の人物のうちから合格者を検討する。

なお、どちらの年度も、浪人年数については他大学への通学経

歴を有する受験者については当該通学年数が、一覧資料記載の浪人年数から差し引かれ、個別考慮の対象とされた。

(ウ) 不利益取扱いの内容

上記のとおり、被告は、一次試験において、学力試験の偏差値順位に基づく序列を作り、一定順位以下の各序列に性別、浪人年数、調査書評価を基準とした合格判定基準を設けていた。

その基準は、女性受験者について、男性受験者よりも、浪人年数、調査書評価の点で厳しい合格基準を設定するものであった。

例えば、両年度ともに男女を比較すると、次のような判定となるのである。

a) 201位～300位の序列内においては、学力試験の偏差値順位に関係なく、男性の場合、1浪、2浪は調査書評価に関係なく合格、3浪は調査書評価○A、A、Bまでが合格できる。

女性の場合は、1浪は調査書評価に関係なく合格できるが、2浪は男性と違い調査書評価○A、A、Bまでしか合格できず、3浪は合格できない。

b) 「1浪 調査書評価 C」で、学力試験の偏差値順位が301位の女性は、不合格となる。一方で、「1浪 調査書評価 C」の男性は、学力試験の偏差値順位が500位でも合格となる。

イ 二次試験の合否判定基準

二次試験は小論文試験及び面接試験である。

小論文試験は0～0.4点(0.1点刻みで5段階)、面接試験は1.0～5.0(0.5点刻みで9段階)の配点である。両試験の得点の合計値は1.0～5.4の範囲となる。

被告は、一次試験の学力試験の偏差値順位の序列ごとに、小論

文試験，面接試験の得点の合計値を基準として，次のとおり，受験者の性別により異なる基準で合否を判定した。

(ア) 平成30年度

二次合格者数を定員の2倍（120名）程度とする。

- 5 小論文試験及び面接試験の得点の合計値が2.5未満の者は不合格とし，2.5以上の者について，次のとおり合格者・補欠者を検討する。

【合格者・補欠1A】

- 10 次の判定基準に従って合格者を検討する。ただし，二次合格者数を超えて下記の基準を満たす者は補欠1Aとする。

1～100位 男2.5以上 女3.0以上合格

101～200位 男3.0以上 女3.5以上合格

201～350位 男3.5以上，女4.0以上合格

351～600位 男4.0以上，女4.5以上合格

15 **【補欠1B】**

次の判定基準に従って補欠者（補欠1B）を検討する。

1～100位 女2.5以上

101～200位 男2.5以上，女3.0以上

201～350位 男3.0以上，女3.5以上

- 20 351～600位 男3.5以上，女4.0以上

【補欠2】

次の判定基準に従って補欠者（補欠2）を検討する。

101～200位 女2.5以上

201～350位 男2.5以上，女3.0以上

- 25 351～600位 男3.0以上，女3.5以上

(イ) 平成29年度

二次合格者数を定員の2倍（134名）程度とする。その

余の基準は、平成30年度と同様である。

(ウ) 不利益取扱いの内容

上記のとおり、被告は、二次試験では、一次試験の学力試験の偏差値順位の序列ごとに、二次試験の点数を基準とする合格又は補欠合格判定基準を設けていた。

その基準は全ての序列において、女性について一律、男性よりも合格判定基準を0.5点高く設定し、厳しい基準としていた。

0.5点は、二次試験の合計配点5.4点からすると約1割に相当する大きな点差である。

(2) ②一般B方式について(甲4 22~26頁)

一次試験は学力試験、二次試験は小論文試験、英作文試験、面接試験である。二次試験で不利益取扱いがなされた。

ただ、一次試験の順位を前提に、二次試験の合否判定がなされているので、一次試験についても説明する(③④の入試方式についても同様である)。

ア 一次試験

被告は、一般A方式同様、まず、学力試験(マークシート式、記述式)における受験者の点数から偏差値を算出した成績資料を作成し、この資料に、各受験者の性別、年齢、浪人年数、調査書評価、内申点、他大学への通学歴の情報を加えて、学力試験の偏差値順位の順に並べた一覧資料を作成した。

この一覧資料を基に、次の基準で合格判定をした。

(ア) 平成30年度

一次合格者数を定員の最大5倍(50名)程度とし、試験成績及び調査書等の出願書類を審査の上、以下の基準で、合

合格者を検討する。

成績上位1～75位のうち、英語の偏差値が50以上の者を合格とする。

(イ) 平成29年度

- 5 一次合格者数を70名程度とし、試験成績及び調査書等の出願書類を審査の上、合格者を検討する。

イ 二次試験

二次試験は小論文試験、英作文試験、面接試験である。

- 10 小論文試験は0～0.4点(0.1点刻みで5段階)、英作文試験は0～0.25点(採点担当教員が0～2.5点で評価した点数に1/100を乗じたもの)、面接試験は1.0～5.0(0.5点刻みで9段階)の配点である。これらの試験の得点の合計値は1.0～5.65の範囲となる。

- 15 被告は、一次試験の学力試験の偏差値順位の序列ごとに、小論文試験、英作文試験、面接試験の得点の合計値を基準として、受験者の性別により異なる基準で合否を判定した。

(ア) 平成30年度

二次合格者数は定員と同数(10名)程度とする。

- 20 小論文試験、英作文試験、面接試験の得点の合計値が2.5未満の者は不合格とし、2.5以上の者について合格者を検討する。

次の判定基準に従って合格者を検討する。

1～10位 男2.5以上、女3.0以上合格

- 25 11～20位 男3.0以上、女3.5以上合格

(イ) 平成29年度

二次合格者数を定員と同数(10名)程度とする。

小論文試験，英作文試験，面接試験の合計値が2.5未満の者は不合格とし，2.5以上の者について合格者，補欠者を検討する。

【合格者・補欠1A】

5 次の判定基準に従って合格者を検討する。但し，二次合格者数を超えて下記の基準を満たす者は補欠1Aとする。

1～10位 男2.5以上，女3.0以上合格

11～20位 男3.0以上，女3.5以上合格

21～40位 男3.5以上，女4.0以上合格

10 **【補欠1B】**

次の判定基準に従って補欠者（補欠1B）を検討する。

1～10位 女2.5以上

11～20位 男2.5以上，女3.0以上

21～40位 男3.0以上，女3.5以上

15 **【補欠2】**

次の判定基準に従って補欠者（補欠2）を検討する。

11～20位 女2.5以上

21～40位 男2.5以上，女3.0以上

(ウ) 不利益取扱いの内容

20 上記のとおり，被告は，二次試験では，一次試験の学力試験の偏差値順位に基づいて序列をつくり，序列ごとに二次試験の点数による合格又は補欠合格判定基準を設けていた。その基準は全ての序列において，女性について一律，男性よりも合格判定基準を0.5点高く設定し，厳しい基準としていた。

25 0.5点は，二次試験の合計配点5.65点からすると約1割に相当する大きな点差である

(3) ③ センター独自併用について (甲4 26～30頁)

一次試験はセンター試験及び学力試験、二次試験は小論文試験、英作文試験、面接試験である。二次試験で不利益取り扱いがなされた。

5 ア 一次試験

まず、被告は、センター試験及び学力試験(マークシート式、記述式)における受験者の各科目の得点率及び総合得点率を算出した成績資料を作成し、この資料に、各受験者の性別、年齢、浪人年数、調査書評価、内申点、他大学への通学歴の情報を加えて、

10 総合得点率の順に並べた一覧資料を作成した。

この一覧資料を基に、次の基準で合格判定をした。

(ア) 平成30年度

総合得点率80%程度以上及び定員の最大10倍(240名)程度を一次合格者とする。

15 (イ) 平成29年度

総合得点率80%程度以上及び約250名程度を一次合格者とする。

イ 二次試験

20 二次試験は小論文試験、英作文試験、面接試験である。

②一般B方式と同様、小論文試験は0～0.4点(0.1点刻みで5段階)、英作文試験は0～0.25点(採点担当教員が0～25点で評価した点数に1/100を乗じたもの)、面接試験は1.0～5.0(0.5点刻みで9段階)の配点である。これら試験の得点の合計値は1.0～5.65の範囲となる。

25

被告は、これらの資料を基に、一次試験の学力試験の得点率順位の序列ごとに、小論文試験、英作文試験、面接試験の合計値を

基準として、受験者の性別により異なる基準で合否を判定した。

(ア) 平成30年度

二次合格者数は定員の2倍(48名)程度とする。

5

小論文試験、英作文試験、面接試験の得点の合計値が2.5未満の者は不合格とし、2.5以上の者について合格者を検討する。

【合格者・補欠1A】

次の判定基準に従って合格者を検討する。ただし、二次合格者数を超えて下記の基準を満たす者は補欠1Aとする。

10

1～25位	男2.5以上、女3.0以上合格
26～75位	男3.0以上、女3.5以上合格
76～125位	男3.5以上、女4.0以上合格
126～175位	男4.0以上、女4.5以上合格

【補欠1B】

15

次の判定基準に従って補欠者(補欠1B)を検討する。

1～25位	女2.5以上
26～75位	男2.5以上、女3.0以上
76～125位	男3.0以上、女3.5以上
126～175位	男3.5以上、女4.0以上

20

【補欠2】

次の判定基準に従って補欠者(補欠2)を検討する。

26～75位	女2.5以上
76～125位	男2.5以上、女3.0以上
126～175位	男3.0以上、女3.5以上

25

(イ) 平成29年度

二次合格者数を定員の2倍(56名)程度とする。その余の基準は、平成30年度と同様である。

(ウ) 不利益取扱いの内容

上記のとおり、被告は、二次試験では、一次試験の学力試験の得点率順位に基づいて序列を作り、序列ごとに二次試験の点数による合格又は補欠合格判定基準を設けていた。

5 その基準は、全ての序列において、女性について一律、男性よりも合格判定基準を0.5点高く設定し、厳しい基準としていた。

0.5点は、二次試験の合計配点5.65点からすると約1割に相当する大きな点差である。

10

(4) ④センター利用について (甲4 30～34頁)

一次試験はセンター試験のみ、二次試験は小論文試験、英作文試験、面接試験である。二次試験で不利益取り扱いがなされた。

ア 一次試験

15 まず、被告は、センター試験の受験者の各科目の得点を基に総合得点率を算出した成績資料を作成し、この資料に、各受験者の性別、年齢、浪人年数、調査書評価、内申点、他大学への通学歴の情報を加えて、総合得点率の順に並べた一覧資料を作成した。

この一覧資料を基に、次の基準で合格判定をした。

20

(ア) 平成30年度

総合得点率90%程度以上及び定員の最大10倍(120名)程度を一次合格者とする。

(イ) 平成29年度

総合得点率90%程度以上及び約130名程度を一次合格者とする。

25

イ 二次試験

二次試験は小論文試験，英作文試験，面接試験である。

小論文試験は0～0.4点（0.1点刻みで5段階），英作文試験は0～0.25点（採点担当教員が0～2.5点で評価した点数に1/100を乗じたもの），面接試験は1.0～5.0（0.5点刻みで9段階）の配点である。これらの試験の得点の合計値は1.0～5.65の範囲となる。

被告は，一次試験のセンター試験の得点率順位の序列ごとに，小論文試験，英作文試験，面接試験の得点の合計値を基準として，受験者の性別により異なる基準で合否を判定した。

（ア）平成30年度

二次合格者数は定員の2倍（24名）程度とする。

小論文試験，英作文試験，面接試験の合計値が2.5未満の者は不合格とし，2.5以上の者について合格者，補欠者を検討する。

【合格・補欠1A】

次の判定基準に従って合格者を検討する。ただし，二次合格者数を超えて下記の基準を満たす者は補欠1Aとする。

1～20位 男2.5以上，女3.0以上合格

21～60位 男3.0以上，女3.5以上合格

61～80位 男3.5以上，女4.0以上合格

【補欠1B】

次の判定基準に従って補欠者（補欠1B）を検討する。

1～20位 女2.5以上

21～60位 男2.5以上，女3.0以上

61～80位 男3.0以上，女3.5以上補欠1B

【補欠2】

次の判定基準に従って補欠者（補欠2）を検討する。

21～60位 女2.5以上

61～80位 男2.5以上, 女3.0以上

(イ)平成29年度

5 二次合格者数を定員の2倍(30名)程度とする。その余の基準は、平成30年度と同様である。

(ウ)不利益取扱いの内容

上記のとおり、被告は、二次試験では、一次試験のセンター試験の得点率順位に基づいて序列を設け、序列ごとに二次試験の点数による合格又は補欠合格判定基準を設けていた。

10 その基準は、全ての序列において、女性について一律、男性よりも合格判定基準を0.5点高く設定し、厳しい基準としていた。

0.5点は、二次試験の合計配点5.65点からすると約1割に相当する大きな点差である。

15

3 遅くとも平成20年度から被告が不利益取扱いをしていたこと

上記2で述べた女性受験者に対する不利益取扱いを、被告は平成29年よりも前から実施しており(甲4 43頁)、遅くとも2008(平成20)年度には始めていた(甲5)。

20

なお、上記2で述べた不利益取扱いの内容は、平成30年12月3日の第三者委員会の緊急第一次報告書の公表の段階で明らかになっているものに過ぎない。第三者委員会は、不利益取扱いの内容や平成29年度よりも前の順大医学部入試について、現在もさらなる調査を継続中である(甲4 1頁, 43頁, 47頁)。

25

第4 被告の不法行為

1 被告が行った不利益取扱いは、女性受験者につき「女性であるこ

と」を理由として、合否判定基準、補欠合格判定基準点を男性よりも高く、厳しく設定することで、女性の合格可能性を男性に比して制限する効果をもつものである。

2 このような不利益取扱いは、「性別」という受験者個人の努力や意思によってはコントロールすることが不可能であり、しかも、受験者の感性や医師・医学者となるべき人物・識見・教養を見極めるのに全く無関係の属性を理由として、女性受験者を差別するものであり、合理性も社会的許容性も全く見出し得ない。

被告の行為は、「公正、公平」であるべき入学試験の根幹を揺るがす極めて重大な不正であり、正当化の余地は全くない。

3 このような不利益取扱いが許されないことは、性別に基づく差別を禁ずる以下の条約、法令等に照らしても明らかというべきである。

(1) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 第2条 e 及び f, 10条 a 及び b

(2) 日本国憲法 第13条, 14条, 第26条

(3) 教育基本法 第4条

(4) 学校教育法 第3条

(5) 大学設置基準 第2条の2「入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。」

4 被告による不利益取扱いは、入学試験のまさに「本質的要素」である「選抜の公正・公平」を著しく損なう行為であり、その違法性の程度は極めて高いというべきであり、教育機関としての役割に違背する極めて悪質なものである。

被告は、一次試験について、一次試験合格者選考会議→教授会審議→学長決定を経て合否判定をし、二次試験についても、二次合格者選考会議→教授会審議→学長決定を経て合否判定をしている。

そして、各会議の出席者らはいずれも不利益取扱いによる合否判定基準の存在及び内容を認識していた（甲4 1頁，15頁～21頁，43頁等）。

5 被告は，遅くとも平成20年度以降，上記のような，性別を理由とする不利益取扱いによる「著しく不公正，不公平な選抜を行うこと」を，組織として，予め決定していたにもかかわらず，これを秘して，あたかも公正，公平な選抜を実施するかのよう装って受験者を募り，順大医学部入試を受験させ，著しく不公正，不公平な入学試験手続を毎年行ってきたものである。

10 6 したがって，被告が行ってきた，受験生の募集（募集要項の公表），不利益取扱いによる合格者の選抜，その選抜に基づく合格者発表という入学試験の一連の手続は，全体として違法性を帯び，原告らに対する故意不法行為にあたり，各年度の入学試験手続ごとに不法行為が成立する。

15

第5 被告の不法行為による損害

被告の不法行為によって原告らが受けた損害は，以下のとおりである。なお，今回請求している損害は「一部」であり，今後，入学試験における原告らの順位等が開示されれば，それに応じて請求の拡張を
20 予定している点，予め申し添える。

1 慰謝料

（1）原告らはいずれも，平成30年12月3日，第三者委員会の緊急第一次報告書が発表されて初めて，自らが過去に1度ないし複数回受験した順大医学部入試において，一律に女性受験者を不利益に取り扱うという不正が行われていたことを知るに至り，大きな衝撃を受けた。

（2）原告らは，医師を目指して，自分の人生を賭け，日々の生活を

犠牲にして受験勉強に取り組んできたが、それはとりもなおさず、被告が実施する入学試験は公正、公平になされているという信頼があったからこそである。

5 (3) 合否が入試の成績により決定される、すなわち努力が成績という客観的基準で平等に評価されると信頼していたからこそ、原告らは、被告の実施する順大医学部入試の受験を決意し、一点でも多くとれるよう、一生懸命勉学に取り組んできたのである。

10 (4) ところが、実際には、被告は、女性であることのみを理由として男性より不利益に取り扱うという著しく不公正、不公平な選抜を、遅くとも平成20年度から毎年、組織的に行っていた。

15 (5) 被告は、こうした合格者選抜の実態を秘し、募集要項における「アドミッションポリシー」(入学者受入方針)の中で、「求める学生像(例えば、一人の人間として、人間と自然を愛し、相手の立場に立つ思いやりと高い倫理観を有する人、幅広い人間性、柔軟性と協調性を備えた高いコミュニケーション能力を有する人、等)」、「大学入学までに身に付けておくべき教科・科目等」を挙げ、「入学者選抜の基本方針」として「学力試験のみならず、受験生の感性や医師・医学者となるべき人物・識見・教養を見極めるために、小論文試験、面接試験を課し、また、小中高に至る活動を知る資料の提出により、総合的な判定に基づき、入学者を選抜します。」と記載し、あたかも、公正、公平な選抜を実施するかのよう装っていた(甲4 平成30年度につき5頁、平成29年度につき6頁)。

25 (6) 原告らは、被告が性別を理由に、長年にわたって女性受験者を不利益に取り扱ってきたことを知り、このようなあからさまな性差別が、公正、公平であるべき入学試験という場で営々とまかり通ってきたこと、そしてそれを被告が組織的に行ってきたことに

ついて、激しい怒りを、そして絶望をも感じている。

5 (7) 被告の行為は、医師を目指して真摯に勉学に取り組んでいた原告らの信頼を一方的に裏切るものである。また、被告は、大学という公的、専門的な教育機関の立場を有しながら、性差別という憲法上許されない差別を長年行ってきた。被告の行為の違法性は極めて重大であり、強い非難に値するものであって、慰謝料額を算定する上で特に重視されなければならない。

10 (8) しかも、こうした著しく不公正、不公平な選抜を行っていたことが、平成30年12月3日に明らかになった後も、被告は、わずかに平成29年度及び平成30年度の直近2か年の入試について合否再判定を実施したにとどまり、平成29年度より前の入試については、不公正、不公平な選抜を是正するための措置（合否の再判定等）を講じず、放置している。

15 (9) 被告が適切な是正措置を講じないことによって、原告らのみならず平成29年度より前の全ての女性受験者は、被告の不正入試を知らずに受験させられていたことに精神的ショックを受けた上、自らが不正ゆえに不合格となったのか、あるいはそうでないのか、確証が持てない不安定な心理状態に置かれている。

20 (10) また、医学部の数は他の学部比べて限定されていること、複数の医学部が同一日程で入学試験を実施している例があることを考えれば、被告の不法行為によって、原告らは、他大学を受験する機会を喪失させられたといえる。

25 (11) 以上の事情からすれば、被告が原告らに与えた精神的苦痛は極めて大きいというべきであり、その苦痛を慰謝するに足りる慰謝料は、各原告につき、受験一年度あたり200万円を下回らない。

(12) したがって、被告は、原告らに対し、受験内容・損害目録「受験慰謝料」、欄記載の額を賠償すべき義務を負う。

2 入学検定料，交通費

(1) 原告らは，順大医学部入試を受験するにあたり，受験内容・損害目録「入学検定料」，「交通費」各欄記載の額を支出した(甲6)。

5 (2) 上述のとおり，被告による受験者の募集自体が不法行為にあたり，被告は，原告らに対し「公正，公平な入学試験が実施される」と誤信させて順大医学部入試を受験させ，もって入学検定料，交通費相当額の損害を与えたものである。

10 (3) したがって，被告は，原告らに対し，受験内容・損害目録「入学検定料」，「交通費」各欄記載の額を賠償すべき義務を負う。

第6 まとめ

よって，原告らは，被告に対し，不法行為(民法709条)に基づく損害賠償として，別紙受験内容・損害目録記載の原告氏名欄に対応する請求額欄記載の損害賠償金及びこれに対する訴状送達の日
15 日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めるものである。

第7 求釈明

20 1 平成30年12月10日，被告は平成29年度及び平成30年度の順大医学部入試において不利益取扱いにより不合格となった受験生を特定している(甲7「第2」の2項)ところ，以下について開示を求める。

(1) 平成29年度及び平成30年度入試において被告が合否判定に
25 用いた「一次合格者選考会議資料」(甲4 15頁・下から2行目などで言及されているもの)のうち，原告らにかかる部分

(2) 平成29年度及び平成30年度入試において被告が合否判定に

用いた「二次試験合格者選考会議資料」（甲4 18頁・下から6行目などと言及されているもの）のうち、原告らにかかる部分
（3）平成29年度及び平成30年度入試につき、被告が合否を再判定した際に用いた、女子受験生への不利益取扱いを排除した合否
5 基準の内容

（4）上記再判定の際、「一次合格者選考会議資料」及び「二次試験合格者選考会議資料」以外に用いた資料がある場合には、当該資料のうち原告らにかかる部分

2 被告が設置した第三者委員会による「検証作業などの調査」（甲
10 4 45頁・下から6行目）の進捗状況並びに調査結果の公表予定及びその時期につき開示を求める。

3 第三者委員会による、緊急第一次報告書に続く報告書の作成有無、作成している場合にはその進捗状況及び公表予定時期につき開示
を求める。

15 4 平成28年度以前に被告が実施した順大医学部入試のうち、原告らの受験年度において被告が合否判定に用いた「一次合格者選考会議資料」（またはこれに準じる資料）及び「二次試験合格者選考会議資料」（またはこれに準じる資料）の存否、並びに当該資料が存在する場合には原告らにかかる部分につき開示を求める。

20 5 平成28年度以前に被告が実施した順大医学部入試につき、以下について開示を求める。

（1）合否の再判定を実施したかどうか（実施作業中であればその旨及び作業が完了する時期）

25 （2）合否の再判定をまだ実施していない場合、実施する予定があるか

（3）再判定を実施している場合、原告らの合否結果（実施作業中であれば、結果が判明次第すみやかに開示されたい）

(4) 合否を再判定した際に用いた，不利益取扱いを排除した合否基準の内容

(5) 上記再判定の際，「一次合格者選考会議資料」及び「二次試験合格者選考会議資料」以外に用いた資料がある場合には，当該資料のうち原告らにかかる部分

以上

証拠方法

証拠説明書記載のとおり。

	附属書類
10	
1	訴状副本 1通
2	委任状 13通
3	戸籍謄本 1通
4	資格証明書 1通
15	
5	証拠説明書副本 1通
6	甲号証写し 各2通